○農林水産省告示第千九百九号

農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）附則第十一項の規定に基づき、平成二十二年四月二十三日農林水産省告示第六百六十九号（農業経営基盤強化促進法附則第十一項の規定に基づき農林水産大臣が定める利率を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十二年十一月十八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

「年一分二厘」を「年一分三厘」に改める。

附　則

この告示の施行前に貸し付けられた資金についての農業経営基盤強化促進法附則第十一項の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第千九百十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十一月十八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　岡山県真庭市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び真庭市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十一月十八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　神奈川県足柄上郡山北町世附字峯山四四八の一、四四八の三、四四八の四、四五八の一、四五九の一、四六〇の一、四六〇の二、四六一、四六二のイ、四六三から四六五まで、四六六の一、四六六の口、四六七の一、四六八、四六九、四七〇の一、四七二の一、四七三の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を神奈川県庁及び山北町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十一月十八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　岐阜県本巣市外山字中河原四三、岐阜市芥見七丁目四七の一、四八の一、五〇の一、五一の一、五二の一、五五、五八、五九、六一から六三まで、六五から六七まで、七〇の一、揖斐郡揖斐川町西津汲字長坂平二〇五八（次の図に示す部分に限る。）、加茂郡七宗町神渕字野口七〇一五、字田之洞一〇一二一

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県庁並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年十一月十八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　岩手県遠野市綾織町下綾織三五地割二三七の八一、二三七の二二二一、二三七の二二三、二三七の二四二から二三七の二四五まで、二三七の八〇・二三七の八二・二三七の二二五・二三七の二三二（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を岩手県庁及び遠野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年十一月十八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　岩手県北上市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　用排水路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を岩手県庁及び北上市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第二百三十六号

電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令（昭和四十年通商産業省令第五十二号）第一条第一項の規定に基づき、次の学校を認定したので、同令第一条の四の規定に基づき、公示する。

平成二十二年十一月十八日

経済産業大臣　大畠　章宏

所在地	学校名	学部・学科名	認定に係る免状の種類	備考
神奈川県川崎市多摩区東三田一丁目一番一号	明治大学	理工学部　電気電子生命学科	第一種、第二種及び第三種電気主任技術者免状	平成十九年度入学生から適用

○経済産業省告示第二百三十七号

電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令（昭和四十年通商産業省令第五十二号）第一条の三の規定に基づき、次の学校の認定を取り消したので、同令第一条の四の規定に基づき、公示する。

平成二十二年十一月十八日

経済産業大臣　大畠　章宏

学校の名称	学部・学科名	備考
金沢市立工業高等学校	本科第二部（定時制）（電気コース）　専攻科（夜間部）　産業技術科（電気科）	平成二十二年三月までの卒業生については従前のとおりとする

○農林水産省告示第千九百十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年十一月十八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　三重県北牟婁郡紀北町海山区矢口浦字樫ノ木谷七四七の二（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を三重県庁及び紀北町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年十一月十八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　島根県雲南市木次町北原一四六八の二・一四七一の三・一四七五の三・一四七五の四・一四七七の一・一四七七の八・一四八一の五・木次町平田一四八〇の一一・一四八一の四・一四八一の七・一四八二の三・一四八二の五・一四八二の八（以上十三筆国有林）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　ダム用地とするため